



第 6 回 弁 論 準 備 手 続 調 書

事件の表示	平成17年(ワ)第87号, 同18年(ワ)第16号
期 日	平成18年10月26日 午前10時40分
場 所 等	新潟地方裁判所高田支部 準備手続室
受命裁判官	庄 司 芳 男
受命裁判官	河 畑 勇
裁判所書記官	本 多 良 明
出頭した当事者等	原告ら代理人 光 前 幸 一 同 柳 原 敏 夫 被 告 代 理 人 畑 中 鐵 丸 同 山 岸 純
指 定 期 日	平成18年12月7日 午後4時
当 事 者 の 陳 述 等	
被 告	<p>1 「本件GMイネからのカラシナ・ディフェンシン流出の有無に関する被告提案実験内容について」と題する書面陳述</p> <p>2 平成18年8月18日付原告ら鑑定嘱託の申立てに対する意見書陳述</p>

原 告 ら

準備書面(13)陳述

被 告

準備書面(18), (19)陳述

原 告 ら

準備書面(14)陳述

当事者双方

平成18年11月27日までに、次の各書面を提出する。

1 (原告ら) 上記準備書面(14)の第2において、推薦する鑑定嘱託先として京都大学とビジョンバイオ株式会社を挙げたが、その趣旨等に関する書面

(被 告) 上記原告らの推薦先に対する意見の書面

2 (被 告) 本日、推薦する鑑定嘱託先として長岡技術科学大学生物系を挙げたが、その詳細に関する書面

(原告ら) 上記被告の推薦先に対する意見の書面

被 告

当方は、生物検定法は免疫測定法よりも著しく精度が劣ると理解しているので、生物検定法による実験は不要と考えている。

原 告 ら

当方は、生物検定法は免疫測定法の補完的なものなので実験は必要と考えている。平成18年11月27日までに、被告の上記意見に対する反論書面を提出する。

受命裁判官庄司、河畠

1 原告らは裁判所が立ち会って採取、冷凍保存した本件GMイネの株元の水田水を鑑定嘱託に供することは不要と述べているが、裁判所としては、併せて鑑定嘱託に供したいと考えている。

2 具体的な鑑定方法については、当事者双方の意見を参考に供した上、鑑定嘱託先に委ねたいと考えている。

原 告 ら

いずれも了解した。

被 告

いずれも裁判所がそういうのであれば従う。

当事者双方

双方の提案する実験方法については、平成18年12月末日までに確定し、その後は変更しないことに合意する。

証拠関係別紙のとおり

裁判所書記官 本 多 良 明